

# 業務及び財産の状況に関する説明書 【平成29年12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所  
又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

スタンダードチャータード証券株式会社

# 1 当社の概況及び組織に関する事項

## (1) 商号

スタンダードチャータード証券株式会社

## (2) 登録年月日及び登録番号

平成28年5月20日（関東財務局長（金商）第2922号）

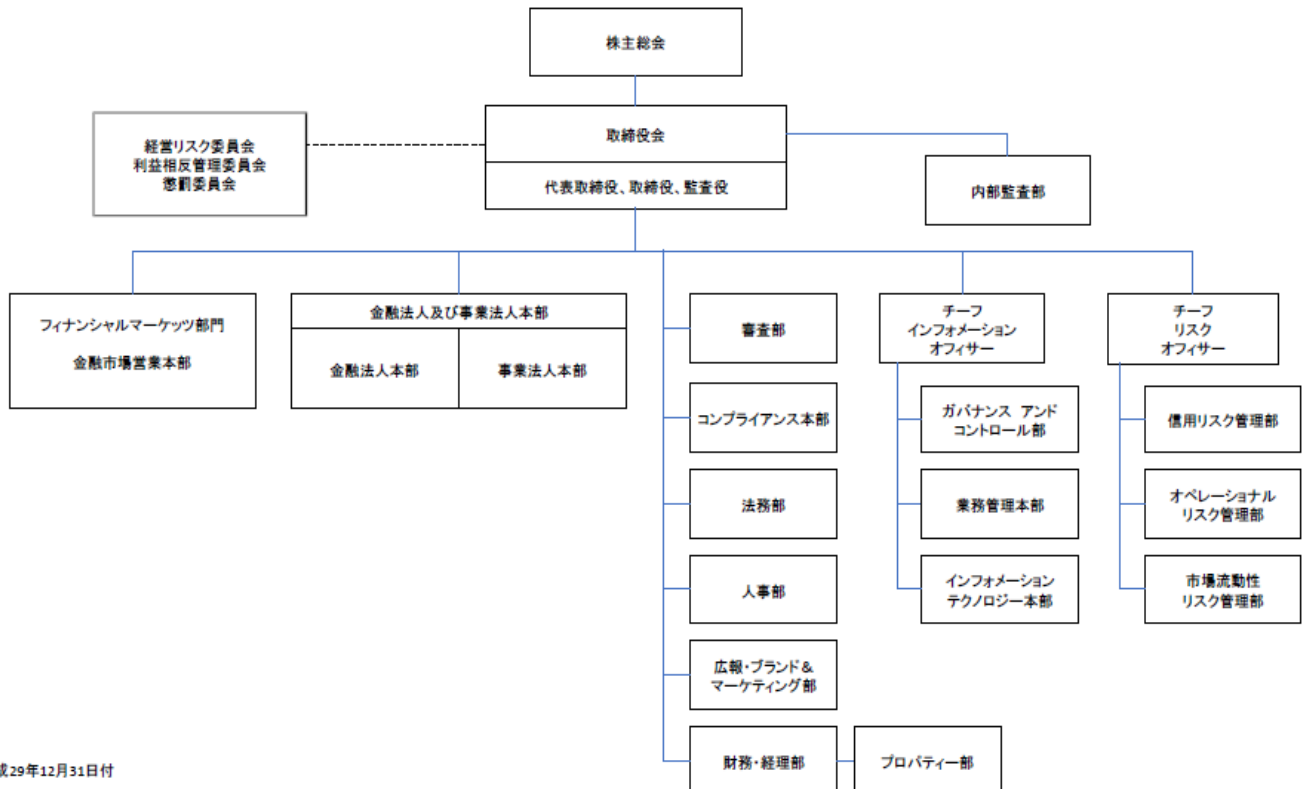
## (3) 沿革及び経営の組織

### ① 沿革

年 月	沿 革
平成27年8月	会社設立
平成27年12月	株主割当増資
平成28年5月	第一種金融商品取引業者登録
平成28年6月	商号変更
平成28年7月	営業開始

### ② 組織

スタンダードチャータード証券株式会社  
組織図



平成29年12月31日付

- (4) 株式の保有数の上位十位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

株主の氏名又は名称	株式の保有数	議決権の数の割合
スタンダードチャータードバンク	1万1000株	100%

- (5) 法第二十九条の二第一項第三号から第九号までに掲げる事項

① 役員の氏名又は名称

役職名	氏名
代表取締役	武 上 大 成
代表取締役	竹 内 靖 典
取締役	Minkyung Hwang
取締役	John Ming Kiu Tan
監査役	河 原 正 幸

② 政令で定める使用人の氏名

(金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人)

氏名	役職名
平 山 成 信	コンプライアンス本部長

(投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人)  
該当ございません。

③ 業務の種類

(第一種金融商品取引業)

有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介若しくは代理  
店頭デリバティブ取引の媒介又は代理

有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

(付随業務)

有価証券の貸借の媒介若しくは代理

有価証券に関する顧客の代理

有価証券に関連する情報の提供又は助言

他の金融商品取引業者等の業務の代理

他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと

他の事業者の経営に関する相談に応じること

通貨その他デリバティブ取引に関連する資産として政令で定めるものの売買の媒介、取次ぎ若しくは代理  
譲渡性預金その他金銭債権の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理

④ 電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨  
該当ございません。

⑤ 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名称	所在地
本 店	〒100-6155 東京都千代田区長多様2-11-1 山王パークタワー21階

⑥ 他に行っている事業の種類

(届出業務)

外国商品市場取引の委託の媒介に係る業務

店頭商品デリバティブ取引の媒介若しくは代理に係る業務

貸出参加契約の締結の媒介若しくは代理に係る業務

債務の保証又は引受けに係る契約の締結の媒介若しくは代理に係る業務

⑦ 苦情処理及び紛争解決の体制

第一種金融商品取引業及び有価証券関連業について、証券・金融商品あっせん相談センターとの間で手続  
実施基本契約を締結しています。

⑧ 加入する金融商品取引業協会

日本証券業協会

⑨ 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当ございません。

⑩ 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号

該当ございません。

⑪ 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

## 2 当社の業務の状況

### (1) 当期の業務の概要

当事業年度（平成 29 年 1 月 1 日から同 12 月 31 日まで）における世界経済は従来からの拡大傾向にあった状況に、米国・中国・欧州の主要経済圏の予想を上回る力強い成長が牽引する形で一層加速することとなりました。

米中の二大経済大国においては金融緩和策の縮小がされたものの、総体としては日欧も含め世界的に低位安定する物価上昇率を背景として依然緩和的な金融政策環境にあったこと、また良好な雇用環境や急速に広がりを見せた IoT や AI といった IT 関連分野への積極的な設備投資等により世界経済の裾野が広がりました。さらに資源価格の回復が新興市場国の成長に寄与したことや、従来より懸念されていた朝鮮半島や中東情勢等の地政学的リスク、フランス大統領選等の政治イベントも大きな波乱材料となるには至らず、通年で日米欧株式市場は軒並み 15～25%の上昇し、多くの新興国市場はそれを上回るものとなりました。

今後も世界景気が持続的に成長を続けるとの見通しの下、一段の景気加速を背景とするインフレ期待の上昇によりもたらされ得る金利上昇の影響や、地政学的リスク等による影響も見ておく必要があると思われます。

このような状況下、当社は平成 28 年 7 月 1 日の営業開始以来、初めて通年にわたり事業を行いました。

当社のビジネスモデルは、全役職員がスタンダードチャータード銀行東京支店を兼職することにより、世界各国のスタンダードチャータードグループ拠点が組成する金融商品を本邦の金融・事業法人に対して媒介するものです。取り扱う金融商品に関しては、当グループは主にアジア、中東、アフリカを中心とする新興市場諸国でビジネスを展開しており、同地域で組成される金融商品を本邦投資家との間で媒介を行うという本邦においては独自性の高いものとなっています。取引顧客に関しては、従来よりスタンダードチャータード銀行と取引関係のある顧客層に加え、個人及び中小法人顧客等、直接取引関係のない顧客基盤を有する国内証券会社、アセットマネジメント会社等へ当グループの組成する金融商品を卸売りする取組みも強化しています。

上記の通り、世界経済が拡大する中、金融市場のボラティリティーが歴史的低水準にあったことや低位安定する債券利回り・クレジットスプレッド等の厳しい投資環境が継続する中、機関投資家の投資行動が低迷傾向にあり、更に卸売り業務に関連する社内体制整備の遅れから、前年対比で業績は伸びているものの計画対比で下回っている状況となっております。これらの結果、当期の純営業収益は 73 百万円に留まりました。また、販売費・一般管理費は 103 百万円だったことから、当期の営業損失は 29 百万円、営業外収益及び法人税等を加味した当期純損失は 30 百万円となりました。

### (2) 直近二事業年度における業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

指 標	平成28年12月期	平成29年12月期
資本金	275	275
発行済株式総数	11 千株	11 千株
営業収益	19	73
（受入手数料）	19	73
（その他の受入手数料）	19	73
純営業収益	19	73
経常損益	△100	△30
当期純損益	△101	△30

(3) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

指 標	平成28年12月期	平成29年12月期
自 己	0	0
委 託	0	0
合 計	0	0

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

		引 受 高	売 出 高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募 集 の 取 扱 高	売出しの取扱高	私 募 の 取 扱 高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
平成 28 年 12 月 期	株券	0	0	0	0	0	0	0
	国債証券	0	0	0	0	0	0	0
	地方債証券	0	0	0	0	0	0	0
	特殊債証券	0	0	0	0	0	0	0
	社債証券 (外国証券)	0	0	0	0	0	15,356 (15,356)	0
	受益証券	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
平成 29 年 12 月 期	株券	0	0	0	0	0	0	0
	国債証券	0	0	0	0	0	0	0
	地方債証券	0	0	0	0	0	0	0
	特殊債証券	0	0	0	0	0	0	0
	社債証券 (外国証券)	0	0	0	0	0	10,625 (10,625)	0
	受益証券	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0

## ③ 有価証券の売買の媒介等の状況

(単位：千株、百万円)

平成 28 年 12 月 期	株券	0
	国債証券	0
	地方債証券	0
	特殊債券	0
	社債券 (外国証券)	2,237 (2,237)
	受益証券	0
	その他	0
平成 29 年 12 月 期	株券	0
	国債証券	0
	地方債証券	0
	特殊債券	0
	社債券 (外国証券)	35,148 (35,148)
	受益証券	0
	その他	0

## (4) その他業務の状況

該当ございません。

## (5) 自己資本規制比率の状況

	平成28年12月期末	平成29年12月期末
自己資本規制比率 (A/B×100)	389.0%	967.0%
固定化されていない自己資本(A)	428	398
リスク相当額(B)	110	41
市場リスク相当額	0	2
取引先リスク相当額	5	5
基礎的リスク相当額	104	33

## (6) 従業員数・外務員数

	平成28年度期末	平成29年度期末
従業員数	104名	109名
外務員数	22名	24名

### 3 当社の直近の二事業年度における財産の状況

#### (1) 経理の状況

##### ① 貸借対照表

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	平成28年12月期 (平成28年12月31日 現在)	平成29年12月期 (平成29年12月31日 現在)	科目 (負債の部)	平成28年12月期 (平成28年12月31日 現在)	平成29年12月期 (平成29年12月31日 現在)
	流動資産	458		423	流動負債
現金・預金	435	389	未払費用	15	12
前払費用	0	0	未払法人税等	1	2
未収消費税等	2	1	賞与引当金	11	9
未収収益	20	32	その他の流動負債	0	0
			<b>負債合計</b>	<b>29</b>	<b>23</b>
固定資産	1	0	(純資産の部)		
投資その他の資産	1	0	株主資本	430	399
長期前払費用	1	0	資本金	275	275
			資本剰余金	274	274
			資本準備金	274	274
			利益剰余金	△ 119	△ 150
			その他利益剰余金	△ 119	△ 150
			繰越利益剰余金	△ 119	△ 150
			<b>純資産合計</b>	<b>430</b>	<b>399</b>
<b>資産合計</b>	<b>459</b>	<b>423</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>459</b>	<b>423</b>

##### ② 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成28年12月期 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)	平成29年12月期 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)
	営業収益	19
受入手数料	19	73
純営業収益	19	73
販売費及び一般管理費	123	103
営業損失	104	29
営業外収益	4	1
営業外費用	-	1
経常損失	100	30
税引前当期純損失	100	30
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期純損失	101	30



③ 株主資本等変動計算書

〔平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰延利益剰余金		
当期首残高	275	274	△ 34	515	515
誤謬の訂正による累積的影響額	-	-	15	15	15
遡及処理後当期首残高	275	274	△ 18	531	531
当期変動額					
当期純損失 (△)	-	-	△ 101	△ 101	△ 101
当期変動額合計	-	-	△ 101	△ 101	△ 101
当期末残高	275	274	△ 119	430	430

〔平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰延利益剰余金		
当期首残高	275	274	△ 119	430	430
当期変動額					
当期純損失 (△)	-	-	△ 30	△ 30	△ 30
当期変動額合計	-	-	△ 30	△ 30	△ 30
当期末残高	275	274	△ 150	399	399

④ 注記事項

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支払いに充てるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通	11,000	-	-	11,000

(2) 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当ございません。

(3) 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く）の取得価額、時価及び評価損益

該当ございません。

(4) デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く）の契約価額、時価及び

## 評価損益

- ① 先物取引・オプション取引の状況  
該当ございません。
  - ② 有価証券店頭デリバティブ取引の状況  
該当ございません。
- (5) 財務諸表に関する公認会計士又は監査法人による監査の有無  
当社は、有限責任あずさ監査法人から、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠したレビューを受けております。

## 4 当社の管理の状況

### (1) 内部管理の状況の概要

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス本部主導の下、実効性のある法令遵守態勢の整備及び強化に取り組んでいます。

- 1) 当社の経営陣は、法令に準拠した適切な社内規程、コンプライアンス・プログラム、マニュアル、その他重要な方針等の決定に責任を負っています。
- 2) コンプライアンスの遵守に関する進捗状況等、コンプライアンスにかかる事項は、当社の経営陣に適宜報告・審議され、常にコンプライアンス体制の監督が行われています。
- 3) 内部管理統括責任者の監督の下、各営業部門には、営業責任者及び内部管理責任者を配置し、法令等を遵守した業務を行うよう指導及び監視を行っています。
- 4) コンプライアンス本部は、コンプライアンスに係る事項を所管し、コンプライアンス態勢の整備並びにコンプライアンス・プログラムに基づく業務検証及び研修等を行っています。
- 5) 他からは完全に独立した体制の監査部を設け、監査部による業務の適切性の検証、問題点の発見、指摘、改善策の策定、その実施状況の監視等監査機能の強化を図っています。
- 6) 法令違反その他のコンプライアンス違反等に関して速やかに報告し、また報告者が保護されない確固たる体制を整えています。

さらに、リスク管理に関しては、リスク管理体制の強化を目的としてチーフ・リスク・オフィサー率いるリスク管理本部を設置、また、定期的開催される各種のリスク管理委員会による報告・審議・監督等、その強化に努めています。

### (2) 分別管理の状況

該当ございません。

### (3) 対象商品デリバティブ取引関連取引に係る区分管理の状況

該当ございません。

### (4) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

該当ございません。

## 5 連結子会社等の状況に関する事項

当社の子会社は存在しません。他方、当社の発行済株式は全てスタンダードチャータードバンクが保有しており、当社はスタンダードチャータード PLC を最上位の持株会社とする国際的な金融グループであるスタンダードチャータードグループに属しています。

スタンダードチャータードグループは、広範なグローバルネットワークを駆使すると共に、世界で急成長を遂げる新興国市場において、その地域で長年培った専門知識と経験を生かしたビジネスを展開しています。とりわけ、グループの中核の会社であるスタンダードチャータードバンクは、1969年にスタンダードバンクオブブリティッシュサウスアフリカ（Standard Bank of British South Africa）と、チャータードバンクオブインディアオーストラリアアンドチャイナ（Chartered Bank of India, Australia, and China）の合併により誕生した銀行、創立以来150年以上の歴史を誇り、アジア、アフリカ、中東地域を中心に欧州、米国を含む地域に拠点を置いています。